

令和元・2年度

物品の買入れ等競争入札参加資格審査申請書提出要領

※留意点

- ・ 営業種目一覧表のコード番号が平成29・30年度の要綱と比べて変更している点があります。
- ・ 県内の業者に関しましては、県税の納税証明書の提出を求めていましたが、今回の審査から不要となりました。
- ・ 提出書類は、紐・ホッチキス等で綴じずにクリアファイルに入れ提出してください。

令和元年6月

岩手県久慈市総務部財政課

目 次

I 資格審査の概要	1
1 資格要件	1
2 指名の制限について	1
II 申請の手続き	2
1 受付期間及び資格者名簿の登載日・有効期間等	2
2 申請書配布及び提出先等	2
3 資格審査結果	2
4 提出書類	3
III 申請書類の記載方法と添付する書類	3
1 物品の買入れ等競争入札参加資格審査申請書提出書類確認表(様式第1号)	3
2 物品の買入れ等競争入札参加資格審査申請書(様式第2号)	3
3 委任状(様式第3号)	3
4 物品の買入れ等競争入札参加希望営業種目一覧表(様式第4号)	4
5 物品の買入れ等競争入札参加資格審査調書(様式第5号)	4
6 資本関係・人的関係に関する届出書(様式第6号)	4
7 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと の誓約書(様式第7号)	6
8 契約実績調書(様式第8号、原本又は写)	6
9 口座振替申出書(様式第9号)	6
10 上下水道料金納付状況証明書(原本又は写)	6
11 登記事項証明書	6
12 営業証明書等(原本又は写)	7
13 許認可等証明書(原本又は写)	7
14 納税証明書(原本又は写)	7
15 組合役員名簿及び組合員名簿(組合としての申請者のみ、原本又は写)	8
IV 申請書提出後の手続き等	8
1 変更届の提出(様式第10号)	8
2 取消申請書の提出(様式第11号)	8
3 中間年における納税証明書等の提出(原本又は写)	8
4 市への情報提供について	9
別表 許認可等の例(営業するにあたり法律上必要な主な許認可等の例)	10

(参考)

令和元・2年度物品の買入れ等競争入札参加資格審査申請の主なスケジュール

日程			内容	参照ページ及び参照番号
年	月	日		
31	1	4 (金)	○4月1日登載分の申請書類 受付開始	P2 II 1、P3 III
	2	28 (木)	○4月1日登載分の申請書類 受付〆切	
	3	1 (金)	○5月1日登載分の申請書類 受付開始	P2 II 1、P3 III
	4	1 (月)	★資格者名簿有効期間始期日	
		19 (金)	○5月1日登載分の申請書類 受付〆切	
		随時	○申請書類の提出受付 (R3.2.20まで) ○変更届の提出受付 ○取消申請書の提出受付	P2 II 1、P3 III P8 IV 1 P8 IV 2
R2	2	3 (月)	○中間年における提出書類 受付開始	P8 IV 3
	3	31 (火)	○中間年における提出書類 受付〆切	
			対象者：久慈市内に本社、受任者若しくは 営業所を有する法人又は個人	
R3	3	31 (水)	★資格者名簿有効期間終期日	

I 資格審査の概要

久慈市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、物品の製造の請負、建設関連業務以外の業務の委託、物品の修繕、物品の借入れ及び物品の売払い）の入札に参加するためには、あらかじめ競争入札参加資格審査を申請し、物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿に登録されていることが必要です。

1 資格要件

競争入札に参加する方の資格要件は、次のとおりです。

- (1) 営業に関し法令上許可、登録等を必要とする業種にあつてはこれを受けていること。
- (2) 関係法令の規定による営業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖処分を現に受けていないこと。
- (3) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 物品の買入れ等競争入札参加資格要綱（平成18年久慈市告示第8号）第8第1項の規定により資格の取消処分を受けた者で、その処分の期間を経過していない者でないこと。
- (5) 久慈市暴力団排除条例（平成27年久慈市条例第20号）に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 久慈市税、法人税又は申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (7) 久慈市上下水道料金を滞納していない者（ただし、分納誓約書を久慈市水道事業所に提出している場合は、この限りではない）。

2 指名の制限について

次のいずれかに該当する場合には、下記の事項について、指名の制限をする場合があります。

- (1) 同一の発注契約において組合とその組合員の両者が同種目に登録した場合
- (2) 同一の発注契約において人的関係・資本関係にあたる2者以上が同種目に登録した場合

その他、市外業者の方には、一部、指名の制限をさせていただく場合があります。

II 申請の手続き

久慈市の物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿への登録を希望する方は、次の方法により申請書を提出してください。

1 受付期間及び資格者名簿の登載日・有効期間等

(1) 受付期間及び資格者名簿の登載日・有効期間

受付期間		資格者名簿	
		登載日	有効期間
① 平成31年1月4日～平成31年2月28日		平成31年4月1日	令和3年3月31日
② 平成31年3月1日～平成31年4月19日		令和元年5月1日	
③ 平成31年4月22日 ～ 令和3年2月19日	a) 毎月1日～20日 b) 毎月21日～末日	a) 翌月1日 b) 翌々月1日	

※次の資格者名簿が作成されるまで有効期間が延長される場合があります。

※なお、受付書類に不備がある場合は、登載日に登載されない場合があります。

(2) 受付時間

受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

2 申請書配布及び提出先等

(1) 配布場所

申請書は久慈市のホームページからダウンロードすることができます。

(<http://www.city.kuji.iwate.jp/>)

※トップページ⇒事業者のみなさまへ⇒業者登録⇒該当ページ

なお、次の場所でも配布しております。

- ・久慈市役所本庁舎 2階 財政課管財係
- ・久慈市役所山形総合支所 1階 ふるさと振興課総務企画係

(2) 提出方法

持参または郵送

(3) 提出場所

〒028-8030 岩手県久慈市川崎町1番1号

久慈市総務部財政課管財係 電話番号 0194-52-2111 (代表) 0194-52-2113 (直通)

3 資格審査結果

受付後の審査の結果、適格者と判断された場合には、資格者名簿に登載されます。名簿登載について、申請者に対して個別に通知は行いませんので、書類による審査結果の通知を希望する方は、通知先の住所及び名称を記入の上、切手を貼り付けた返信用封筒又ははがきを申請書類とともに提出してください。

なお、書類に不備等があり名簿登載されない場合は、別途連絡いたします。

4 提出書類

次の点に留意のうえ、書類を提出してください。(市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。)

- (1) 書類への記入は、黒字で明瞭に記載してください。
- (2) 提出していただいた書類は返却しません。
- (3) 提出書類は、紐・ホッチキス等で綴じずにクリアファイルに入れ提出してください。

Ⅲ 申請書類の記載方法与添付する書類

1 物品の買入れ等競争入札参加資格審査申請書提出書類確認表(様式第1号)

商号(名称)及び申請事務担当者の所属・氏名、連絡先等を記入してください。
また、提出書類のうち、該当する書類の提出欄に○を記入して提出してください。
本表により、申請書提出前に再度確認をお願いします。

2 物品の買入れ等競争入札参加資格審査申請書(様式第2号)

(1) 申請者

本社の代表者名で申請してください。住所、商号及び代表者職氏名はゴム印でも構いません。商号には必ずふりがなをふってください。

(2) 委任先(受任者)

代表者が入札・契約等の権限を支店長等に継続的に委任する場合に記入してください。(委任状(様式第3号)の提出が必要です。)

(3) 久慈市内の営業所等

久慈市内に営業所等を有する場合に記入してください。ただし、久慈市内に本社又は受任者を有する場合は、記入する必要はありません。

【営業所要件】

申請書類に係る営業所とは、次に掲げる要件を具備しているものとします。

- ア 営業所としての事務室が設置されていること。
- イ 常時営業活動の体制が整っていること。
- ウ 法人市民税を久慈市に納付していること。

3 委任状(様式第3号)

代表者が支店長、営業所長等の特定の方に継続的に権限を委任する場合に提出してください。委任者の印は、様式第2号と同じものを押印してください。

- (1) 権限の委任に当たっては、復代理人の選任から請負代金の請求・受領等、契約に関する一連の事項について権限を分割することなく同一の方に委任してください。
- (2) 使用印は、受任者が使用する印鑑を押印してください。
- (3) 委任期間始期は、令和元・2年度の資格者名簿の有効期間を記入してください。
- (4) 人事異動等により受任者の変更があった場合は、必ず変更後の委任状を提出してください。その際の委任期間は、前任者の残存期間(変更が生じた日から資格者名簿の有効期間の満了日まで)としてください。

4 物品の買入れ等競争入札参加希望営業種目一覧表（様式第4号）

- (1) 物品の買入れについて、希望する営業種目を登録することができます。コード番号記入欄に、2桁のコード番号を記入してください。なお、希望する営業種目数が多く記載欄が不足する場合は、適宜、記載欄を追加するなどしてください。
- (2) 業務委託等を希望する場合は、「業務委託」、「修繕」、「車両の車検点検整備」、「借入れ」、「売払い」の業種ごとに3桁のコード番号を記入してください。
- (3) 営業種目の小分類で「その他」を選択された場合は、「その他具体的品名等内容」欄に具体的品名等内容を記入してください。

5 物品の買入れ等競争入札参加資格審査調書（様式第5号）

- (1) 年間平均生産高
申請書提出日の直前の1年間の決算の会計期間及び金額を記入してください。
- (2) 従業員数
申請書提出日時点における人数を記入してください。（臨時、パートタイマー含む）
- (3) 自己資本額
申請書提出日の直前の決算における金額を記入してください。
 - ①「資本金」
 - ・法人に限り、登記事項証明書に記載された金額を記入してください。
 - ②「自己資本額」
 - ・法人の場合は、貸借対照表における純資産合計の金額を記入してください。
 - ・個人の場合は、青色申告等決算書による「事業主借勘定」、「元入金」と「申告控除前の所得金額」の合計額から「事業主貸勘定」を差し引いた額を記入してください。
- (4) 経営比率
申請書提出日の直前の決算時点の数値を記入し、小数点以下は四捨五入してください。
- (5) 営業年数
申請書提出日までの営業年数を記入してください。

6 資本関係・人的関係に関する届出書（様式第6号）

届出書は、資本関係又は人的関係がない場合でも、必ず提出してください。届出日現在で作成し、記載欄が不足する場合は、適宜、記載欄の追加をするなどして提出してください。

(1) 資本関係に関する事項

資本関係に関する親会社又は子会社の該当の有無について、○を付してください。資本関係に該当する場合は、親会社及び子会社について記入してください。

ただし、資本関係に該当する場合において、久慈市に物品の買入れ等入札参加資格審査申請書を提出する（物品の買入れ等入札参加資格者名簿に登録されている）会社が他にないことが明らかな場合は、「無」を○で囲んで差し支えありません。

親会社、子会社の定義

会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社をいいます。

(会社法)

第2条第3号（子会社の定義）

会社とその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

第2条第4号（親会社の定義）

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

(2) 人的関係に関する事項

① 人的関係に関する該当の有無について、○を付してください。

人的関係に該当する場合は、他の会社の役員を兼任されている方について記入してください。

ただし、人的関係に該当する場合において、久慈市に物品の買入れ等入札参加資格審査申請書を提出する（物品の買入れ等入札参加資格者名簿に登録されている）会社が他にないことが明らかな場合は、「無」を○で囲んで差し支えありません。

② 「役職」欄は、兼任役員の届出者における役職を記入してください。

ア 「代表取締役」、「取締役」、「管財人」、「執行役」のいずれかを記入すること。

イ 役員の名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合には、該当するものを記入してください。

例) 代表取締役社長⇒「代表取締役」 専務取締役⇒「取締役」

ウ 「取締役」には社外取締役も含まれますが、委員会設置会社の取締役を含まません。

委員会設置会社における取締役が執行役を兼任している場合は、「執行役」として記入してください。

エ 「執行役」とは、委員会設置会社における執行役及び代表執行役のことです。

オ 「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないでください。

③ 「氏名」欄は、兼任役員の氏名を記入してください。

④ 「兼任先の商号（名称）」欄は、兼任役員の兼任先の商号又は名称を記入してください。

⑤ 「兼任先役職」欄は、兼任役員の兼任先の役職を記入してください。記入については、上記②アからオと同様です。

役員 の 定義

ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

イ 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）

ウ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

エ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

7 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書 (様式第7号)

久慈市暴力団排除条例に基づき、市が発注する物品の買入れ等、その他市の事務により暴力団を利することとならないよう、暴力団、暴力団員及びこれらの者と密接な関係を有する者を排除していることについて、誓約書を提出してください。

8 契約実績調書(様式第8号、原本又は写)

希望する営業種目について、平成29・30年度(直近2年)の間に国(公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と契約実績がある場合に関して、主な契約実績を記入してください。実績が多数ある場合は、「別紙のとおり」と記入し、業績一覧が確認できる書類を提出してください。提出がない場合は、実績なしとみなします。

ただし、令和2年4月1日以降に申請書を提出する場合は、平成30及び令和元年度の実績を記入してください。

提出区分

申請書類の提出日	対象年度
平成31年1月4日～令和2年3月31日	平成29年度及び平成30年度
令和2年4月1日以降	平成30年度及び令和元年度

9 口座振替申出書(様式第9号)

市からの代金を受領する振込銀行の預金口座を記入してください。ただし、平成29・30年度の久慈市物品の買入れ等入札参加資格者である者が継続して申請する場合で、振込先に変更がない場合は不要です。

10 上下水道料金納付状況照明願及び証明書(原本又は写)

- (1) 久慈市内に本社、受任者又は営業所(3ページⅢ2(3)に該当すること)を有する場合のみ提出してください。
- (2) 法人の場合は、法人が使用者名義となっている市内の事業所等、個人の場合は、代表者が使用者名義となっている市内の事業所等の所在地及び水栓番号を記入してください。水栓番号は、右詰めで記入し、空白は「0」で埋めてください。
なお、水栓番号が不明の場合は未記入として差し支えありません。
- (3) 記載欄が不足する場合は、適宜、記載欄を追加するなどして提出してください。
- (4) 必要事項を記入のうえ、上下水道料金納付状況証明願を久慈市水道事業所に提出してください。
- (5) 久慈市水道事業所から証明を得た上下水道料金納付状況証明書(発行後2ヶ月以内のもの)を切り取らずにそのまま提出してください。

11 登記事項証明書(原本又は写)

本社(店)所在地を管轄する法務局が発行する「履歴事項全部証明書」(発行後3か月以内のもの)を提出してください。

12 営業証明書等（原本又は写）

営業の事実を証明する書類として、営業証明書又は仕入伝票、売上伝票等営業の事実を証明する書類を提出してください。

（※ 久慈市内に住所を有する方については、久慈市役所税務課で発行しています。）

13 許認可等証明書（原本又は写）

法令上許可等を必要とする業種にあつては、当該許可を受けていることを証する書面（P10, 11 別表「許認可等の例」を参照）及び当該業務を行うための技術者の資格を確認できる書面を提出してください。なお、別表に記載がなくても、営業するにあたり法律上必要な主な許認可等があれば提出してください。

14 納税証明書（原本又は写）

納期到来分について、未納の税額がないこと等を証明する納税証明書（発行後3か月以内のもの）を次の区分に従って提出してください。消費税については、課税事業者に限ります。なお、新規に営業を開始し未申告の場合は、税務課等へ提出した書類の写しを提出してください。

(1) 法人業者

区分	提出書類	発行先
久慈市内に本社、受任者又は営業所を有する者	<input type="checkbox"/> 納税証明書（様式第29号(完納証明)） 〔市が賦課徴収するすべての税目〕	①
	<input type="checkbox"/> 納税証明書（その3の3） 〔法人税、消費税及び地方消費税〕	②
上記以外の者	<input type="checkbox"/> 納税証明書（その3の3）	②

(2) 個人業者

区分	提出書類	発行先
久慈市内に本社、受任者又は営業所を有する者	<input type="checkbox"/> 納税証明書（様式第29号(完納証明)） 〔市が賦課徴収するすべての税目〕	①
	<input type="checkbox"/> 納税証明書（その3の2） 〔申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税〕	②
上記以外の者	<input type="checkbox"/> 納税証明書（その3の2）	②

＜ 納税証明書の発行先について ＞

① 久慈市役所収納対策課、山形総合支所ふるさと振興課、宇部支所、侍浜支所、山根支所

② 納税地の税務署

15 組合役員名簿及び組員名簿（組合としての申請者のみ、原本又は写）

組合として登録を行う場合、その組員が久慈市物品の買入れ等競争入札参加資格審査申請を提出する場合には、可能な限り組合役員名簿及び組員名簿を添付してください。様式は任意とします。

IV 申請書提出後の手続き等

1 変更届の提出（様式第10号）

申請書提出後、記載事項について変更があった場合は、速やかに変更届（様式第10号）を市長に提出してください。

なお、変更の内容により次の書類を届出に添付してください。

変更事項	変更届に添付する書類
商号（名称）、所在地	登記事項証明書（部分写し可）
代表者職・氏名	委任状（様式第3号）
受任者職・氏名、受任者住所	委任状（様式第3号）
営業種目	※変更届に追加又は削除するコード番号を記入し、追加又は削除する旨を記載すること

※委任状については、受任者を登録済みの場合のみ提出すること。

上記に該当しない変更事項に関する添付書類についてはお問い合わせください。

2 取消申請書の提出（様式第11号）

申請書提出後、希望した営業種目の一部又は全部を取り消したい場合等は、取消申請書（様式第11号）を市長に提出してください。

3 中間年における納税証明書等の提出（原本又は写）

中間年における市税及び上下水道料金の納付状況について確認を行いますので、該当する場合は次により納税証明書等を提出してください。

(1) 対象者

久慈市内に本社、受任者又は営業所を有する法人又は個人

(2) 提出書類（令和2年2月1日以降に発行されたもの）

- ① 納税証明書（様式第29号(完納証明)） [市が賦課徴収するすべての税目]
- ② 上下水道料金納付証明書

(3) 受付期間

令和2年2月3日から令和2年3月31日まで（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

(4) 留意点

提出により滞納がないと確認できた者については、令和2年4月1日以降も引き続き入札参加資格を有することとしますが、滞納がある者又は納税証明書等の提出がない者は、滞納がないことを確認できるまで入札参加資格を制限する場合があります。

4 市への情報提供について

申請書を提出した後に、国又は他の地方公共団体から指名停止措置及び指名停止に準じた措置（文書警告、文書注意など）を受けた場合には、速やかに市へ情報提供いただきますようお願いいたします。

別表

許認可等の例（営業するにあたり法律上必要な主な許認可等の例）

取扱品名及び業務名	許可・認可・登録・免許等の名称
車両用揮発油の販売	揮発油販売業登録通知書
石油製品の販売	石油製品販売業者開始届又は石油製品販売業者之証
高压ガスの販売	高压ガス販売業許可証
液化石油ガスの販売	液化石油ガス販売事業者登録通知書
第1類～第6類危険物貯蔵取扱所	危険物取扱所許可証
計量・計測機器の販売	計量器販売等事業登録証
医療用機械器具の販売	医療用具販売業許可証
医薬品の販売	医薬品販売業許可証
動物用医薬品の販売	動物用医薬品販売業許可証
農薬の販売	農薬販売業届
肥料の販売	肥料販売業届
毒物又は劇物の販売	毒物・劇物販売業登録証
消毒用アルコール類の販売	アルコール類販売業者指定証
火薬類の販売	火薬類販売業許可証
食料品の製造及び販売	食品営業許可証
米穀類の販売	米穀小売業許可証（米販売 20t 以下は不要）
酒類の販売	酒類販売業免許証
弁当仕出し	仕出しの営業許可証
家畜の販売	家畜商免許証
建物等の警備業務・機械警備	警備業認定証、機械警備業届出書、営業所設置等届出
建物等の清掃業務	建築物環境衛生総合管理業登録証明書
建物の貯水槽の清掃業務	建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書
浄化槽の清掃業務	浄化槽清掃業許可証、一般廃棄物処理業許可証
浄化槽の保守点検	浄化槽保守点検業者登録証
建物の衛生的環境管理（軽易）	建築物環境衛生総合管理業登録証明書
消防設備保守点検業務	消防設備業届出証又は甲種・乙種消防設備士免許証
ボイラー保守清掃	ボイラー技士（整備士）免許証、危険物取扱者免状
電気設備保守	電気主任技術者免状
し尿浄化槽の保守点検業務	し尿浄化槽保守点検業者名簿登載済証
一般廃棄物の運搬業務	一般廃棄物収集運搬業許可証
一般廃棄物の処理業務	一般廃棄物処理業許可証

取扱品名及び業務名	許可・認可・登録・免許等の名称
産業廃棄物の運搬業務	産業廃棄物収集運搬業許可証
産業廃棄物の処理業務	産業廃棄物処分業許可証
運搬請負	一般貨物自動車運送事業許可書
旅客運送	旅客自動車運送事業許可証
旅行業	旅行業登録証、旅行業者代理業登録証
自動車運転業務	自動車運送業免許証又は自動車運送取扱業登録証
建物飲料水の水質検査業務	建築物飲料水水質検査業登録証明書
建物内空気等環境測定業務	建築物空気環境測定業登録証明書
農作物の病虫害防除業務	防除業届出の受理通知書
建物内のねずみ等防除業務	建築物ねずみこん虫等防除業登録証明書
クリーニング業務	クリーニング所開設検査確認証
人材派遣	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就労条件の整備等に関する法律による許可又は届出
不動産の鑑定評価業務	不動産鑑定業登録証
自動車の修理	普通・小型・軽自動車分解整備事業指定書
自動車の分解整備	自動車分解整備事業認定書
特殊車両の検査	特定自主検査業者登録証
金属・非鉄等の買受	金属くず取扱業居商届済証又は古物商許可証
調査・検査・分析	計量証明事業登録証、 その他必要な許可・証明・登録

※記載がなくても、営業するにあたり法律上必要な主な許認可等があれば提出すること